

〈企画展「小吉 勝海舟を育んだ父」 プレイバック③〉

収蔵資料に見る勝小吉（夢酔）の生涯 〔家出・悔恨・改心〕

星川 礼応

1 『夢酔独言』に見る家出と謹慎

前回は、旗本・男谷家の息子である亀松が旗本・勝家の末期養子となり、「勝小吉」を名乗るまでの経緯を、新出資料と『夢酔独言』から明らかにした。今回は、小吉の奔放な青年時代を象徴する出来事として有名な「家出事件」と、その後の悔恨・改心の日々について、同様に紐解いていくとしよう。

前日も軽く触れたが、小吉は青年時代に2度、本所亀沢町の実家を抜け出して家出したことがあった。その内、2度目である21歳の時（文政5・1822年）の出奔について、『夢酔独言』には次のように記されている。

〔参考〕『夢酔独言』（抄出）

〈前略〉夫から本所中のいゝ顔をしているのらくら者を不残退治して、みんながおれが差図に従った故、こわむ者はなくなったが、夫には金もいるし、つき合がはったから、たいそう借金ができた、

また他流試合を商売のよふにして、每晚けんくわ（＝喧嘩）にみんなを連れてあるいた、或とき平山孝蔵（行蔵）といふ先生へもいって、いつもゝゝ和漢の英雄のはなしをきゝては、みんなをしこなしていた、

夫からいろゝゝ馬鹿斗りしていたから、身上がわるくなって来て、借金がふへる斗り、しかたがなぬから、できない相談でむやみに借金をしていたが、二十一の年には一門もなくなつて、しよふがなかったから、〈中略〉親（＝男谷平蔵）が呉た刀やいろゝゝ質におゐて、相弟子へも金を借り、いろゝゝして漸々三両二分ばかり出来たのを持て、そのばんは吉原へいって、翌日車坂の井上（＝伝兵衛、直心影流名人）のけいこ場へゆき、剣術の道具を一組かりて、直に東海道へかけ出した（後略）

小吉の1回目の出奔（14歳の時、文化12・1815年）は、養祖母との諍いに嫌気が差す毎日の中、ふと上方行きを思い立ったことがきっかけだったが、2回目は金欠の末の出奔であったようである。18歳で許嫁である勝家の息女・信（甚三郎の遺児）と結婚し、実兄・男谷彦四郎（思孝）の世話により男谷邸内の家屋で所帯を持った小吉だったが、性分は改まらなかったようで、他流試合や喧嘩に明け暮れて生計を立てていた。そうした中で舎弟を大勢従えるようになるが、彼らの親分として見栄を張り続けた結果、ついに小吉の懐は空っぽとなる。結局、小吉は父・平蔵から貰った刀等を質に出して金を作り、さらに相弟子からも借金をして、これらを持って江戸を出た。その後は藤沢、小田原、箱根、三島を経由して遠州掛川へ至り、ここであつて剣術修行の世話をした中村帯刀たてわきのことを思い出して、その実家（遠州雨宮神社の神主・中村家）がある遠州森町（秋葉山あきはま）に向かう秋葉街道の宿場町）に向かうのである。

道中の話は、型破りな小吉の性分をよく表している。箱根の関所では、通行手形が無いにも関わらず剣術修行者と称して特別に通してもらい、三島宿以降は「水戸の播磨守が家来」と偽称して脇本陣で休んだり、渡河禁止状態の大井川を人足4人に担がせて渡つたりと、露頭すれば死を免れることは到底出来ない芸当をやつてのけている。それでも小吉本人は「是からは日本国をあるいて、なんぞあつたら切死をしよふと覚悟して出たからは、なにもこわひことはなかつた」と述懐しているから、何とも凄まじい。この辺りの描写は、是非『夢酔独言』で直接触れてもらいたい。

中村家に到着した小吉は、剣術稽古を生活の糧としつつ、自由気ままに遊んで暮らした。しかし、そんな暮らしは7月3日に突然終わりを迎える。中村帯刀の師である石川瀬兵衛せべえが森町に立ち寄ると聞いた小吉が、中村家の座敷の掃除をしていたところ、甥の男谷新太郎（のちの精一郎信友）が迎えに来た。小吉はそのまま江戸に連れ戻され、その後は周知の通り、隠居の実父・男谷平蔵の説教を受けた上、当主である兄・彦四郎が男谷邸内に設えた3畳の座敷牢に入れられることとなる。当初は脱獄を計画した小吉だが、次第に自分の非に気付き、大人しく謹慎生活を送ることにした。

『夢酔独言』には次のように記されている。

〈前略〉親父（＝男谷平蔵）がいふには、「おのしは度々不埒があるから先当分はひっ塞（逼塞）して、始終の身の思安（思案）をしろ、しよせん直には了簡はつく物ではないから、一兩年考て見て、身のおさまりをするがいゝ、兎角、仁は学問がなくってはならぬから、よく本でも見るがいい」といふから内へ帰ったら、座敷へ三畳のおりを拵て置いて、おれをぶちこんだ、それから色々工夫をして一月もたゝぬうちおりの柱を二本ぬけるよふにしておゐたが、能々考へた所が、みんなおれがわりい（悪い）から起きたことだ、と気がつゐたから、おりの中で手習を始めた、夫からいろゝ軍書の本も毎日見た、友立（友達）が尋てくるから、おりのそばへ呼で、世間の事を聞てたのしんでいたが、廿一の秋から廿四の冬迄、おりの中へはゐて（入つて）いたが、くるしかった、

こんな具合に、反省した小吉は文字の手習いや読書をしながら謹慎生活を送るようになった。因みに、小吉が座敷牢に入つてから約半年後の文政6（1823）年正月晦日、小吉の妻・信は長男を出産する。幼名「麟太郎」と名付けられたこの赤子こそ、後の勝海舟である。

小吉の謹慎生活は24歳（文政8・1825年）の冬に及んだとされる。右の記述からも窺われる通り、長年気ままに暮らしてきた小吉にとって、自由に身動きのとれない謹慎生活は相当な苦痛であった。これにより心が折れた小吉は、遁世を望むようになる。

其内、親父より度々書取にしていけんをいって呉た、其時、「いん居をして、息子が三つになるから、家督をやりたゐ」といったら、「夫は悪い了簡だ、是まで種々のふらち（不埒）があつたから、一度は御奉公でもして、世間の人口をもふさぎ、養家へも孝養をもして、其上にてすきにしろ」と親父がいつてよこしたから、〈後略〉

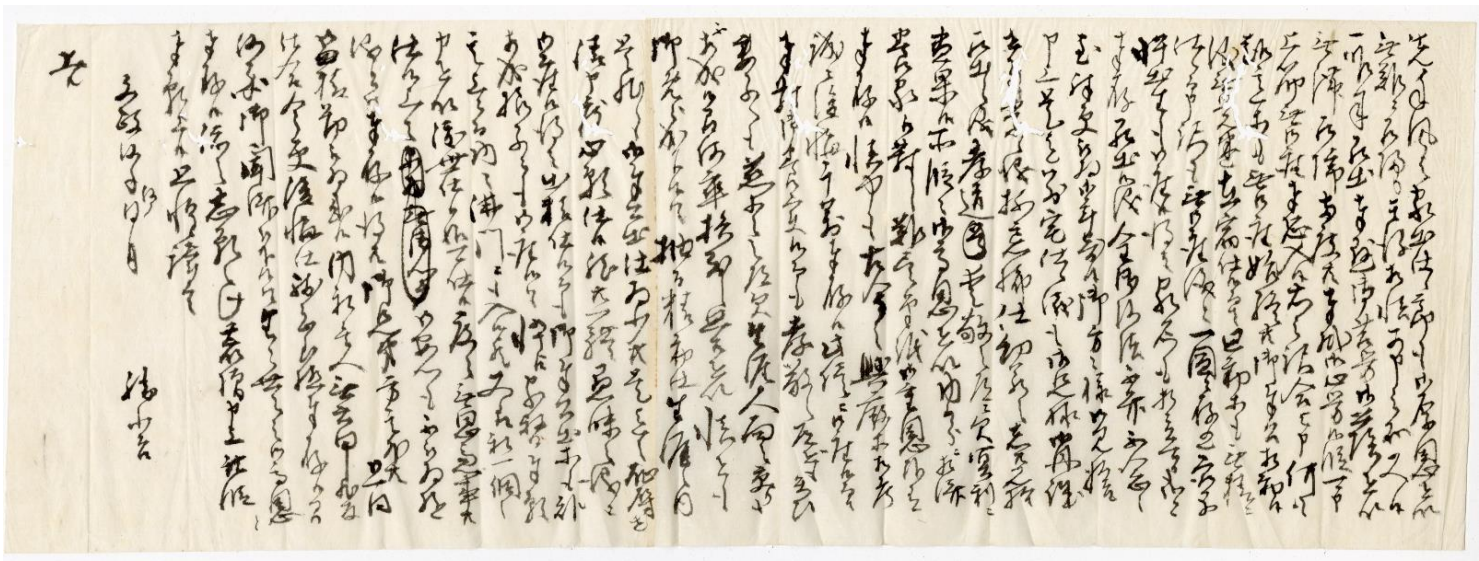
当時24歳の小吉は、3歳の長男・麟太郎に家督を譲つて、自分は隠居したいと父・平蔵

に願った。しかし、父はそんな小吉を諭して、勝家当主としての更生を促したという。

2 資料から明かされる小吉の本心

今回、これら一連の話と深く関連する資料が確認された。早速紹介していこう。

〔資料3〕（文政8年）〈某宛〉勝小吉詫状案



① 先年風与家出仕候節も御厚恩を以
無難ニ罷歸り、其後相慎可申之処、又々
一昨年罷出奉懸御苦勞、御蔭を以
無滞罷歸、兩度共奉掛御心勞候段、可申
上筋無御座奉恐入候、右之訳合与申何も
趣意等も無御座、始終共御奉公相勤候
儀無覺束候、在宿仕候而者廻勤等も不精ニ
仕候而、申訳も無御座儀と一凶ニ存上、最早
悴出生も御座候得者家名も相立可申候哉と
奉存候、罷出候儀全御何法不弁不念之
至、殊更被為御年寄候御方々様御見捨
申上是迄別宅仕候儀も、御兄様御丹誠
を「候儀孝道号愛敬之道ニ欠冥利ニ
尽果候所、段々御高恩を以内分ニ相濟、
養家江対し難尽筆紙御重恩難有
奉存候、慎中も古今之興廢等相考
誠ニ後悔千萬奉存候、此俛ニ御座候而者
奉御養家候而も孝敬之道ども失ひ、

② 妻子へも慈愛之道欠、生涯人面之交りも
不相成候間、何卒格別之思召を以慎をも
御免被成下候ハ、抽而精勤仕生涯之内
是非々々御奉公出仕為少共是迄之恥辱を
清申度心願仕候、然共一體愚昧之儀ニ
御座候得者出精仕候而も、御奉公出等も難
相成様子ニも御座候ハ、倅江家督奉願
其上ニ而内々佛門ニも入候歟、又者私一個之
力を以渡世仕候様可仕候、度々無思慮事共
仕候上者、不為無御心御安心も不被為遊
儀ニハ奉存候得共、御兄弟方之外共御一同
御出精勤被為成候内、私忝人無云甲斐
仕合、今更後悔仕残念至極奉存候間、
何卒御聞濟被下候ハ、生々世々之御高恩
奉存候、依之志願之趣荒増申上、此段
奉願上候、恐惶謹言、

文政何年何ノ何月 勝小吉

まず、この資料は、謹慎中の小吉が書いた詫び状の下書きである。宛所が「上ル」のみで、誰に宛てたものか判然としないが、小吉が謝罪すべき目上の人物は、小普請組の上役、あるいは父・男谷平蔵と兄・彦四郎くらいであろう。

冒頭の「先年風与家出仕候節も節も御厚恩を以無難ニ罷帰り」とは、14歳の時の1回目の家出を指すが、この時小吉は4ヶ月の東海道放浪から自力で本所亀沢町の男谷邸に帰宅している。それでは、「御厚恩」とは誰のどのような行為を指すだろうか。これは『夢酔独言』の「おれがいなる内は、加持祈祷いろゝゝとして従弟女の恵山といふ比丘は上方まで尋て登た」というくだりに対応する可能性がある。小吉が行方不明の間、男谷家では小吉の無事を神に祈り、また四方八方手を尽して自分を探してくれていた。「そのお陰で自分は無事に帰宅できたのだ」という小吉の感謝が「御厚恩」という文言に集約されていると読み取ることが出来る。そう考えると、「資料3」の宛先は家族宛と考えるべきだろう。

これに続き「又々一昨年罷出、御苦勞を懸け奉」ったこと、つまり再度の出奔でまたも苦勞を掛けてしまったことに対する謝罪が綴られる。そして、御奉公も廻勤かいきん（就職のための挨拶回り）も出来ない申し訳なさから「最早倅出生も御座候得者家名も相立可申候哉と奉存候（もはや息子が生まれた以上は、勝の家名も立てることが出来るでしょう）」という考えに至り、後半の「倅江家督奉願、其上二而内々佛門ニも入候歟、又者私一個之力を以渡世仕候様可仕候（息子への家督相続をお願いします、その上で自分は仏門に入るか、絶縁して自分一人の力で生きていこうと思います）」という意思表示へと繋がっていく。この部分に「いん居をして、息子が三つになるから、家督をやりたると（親父に）いった」という『夢酔独言』の記述とのリンクを見出すことが出来るよう。

一方、『夢酔独言』からは見えない小吉の心の機微にも注目される。例えば、法を弁えず考え無しに出奔したことについて、「御年寄せられ候御方々」（勝家の養祖母や隠居の父・男谷平蔵）を見捨て、「是迄別宅候儀（男谷邸内に家を設けたこと）」を支えてくれた「御兄様」（兄・彦四郎）の「御丹誠」（真心）に背く行為として、「孝道愛敬之道ニ欠」と自ら厳しく糾弾している。さらに、「このままでは、筆紙に尽くし難い程の恩を受けた勝家（養祖母）に対しては『孝敬之道』を失い、妻子（信と麟太郎）に対しては『慈愛之道』を欠

くこととなり、一生世間に顔向け出来ない」という、強い危機感も滲んでいる。そのきっかけとして、小吉は「慎中も古今之興廢等相考（謹慎中も古今の事例から、家や人の興廢について考えました）」と述べている。父・平蔵から「よく本でも見るがいい」と言われたことや、謹慎中に「いろゝゝ軍書の本も毎日見た」ことが『夢酔独言』の中で語られているが、これらに照らすと、恐らく、「古今之興廢」の知識は謹慎中の読書によって得られたものであろう。小吉が父の言いつけを守り、誠意を以て身の慎みを図っていた姿が想像される。

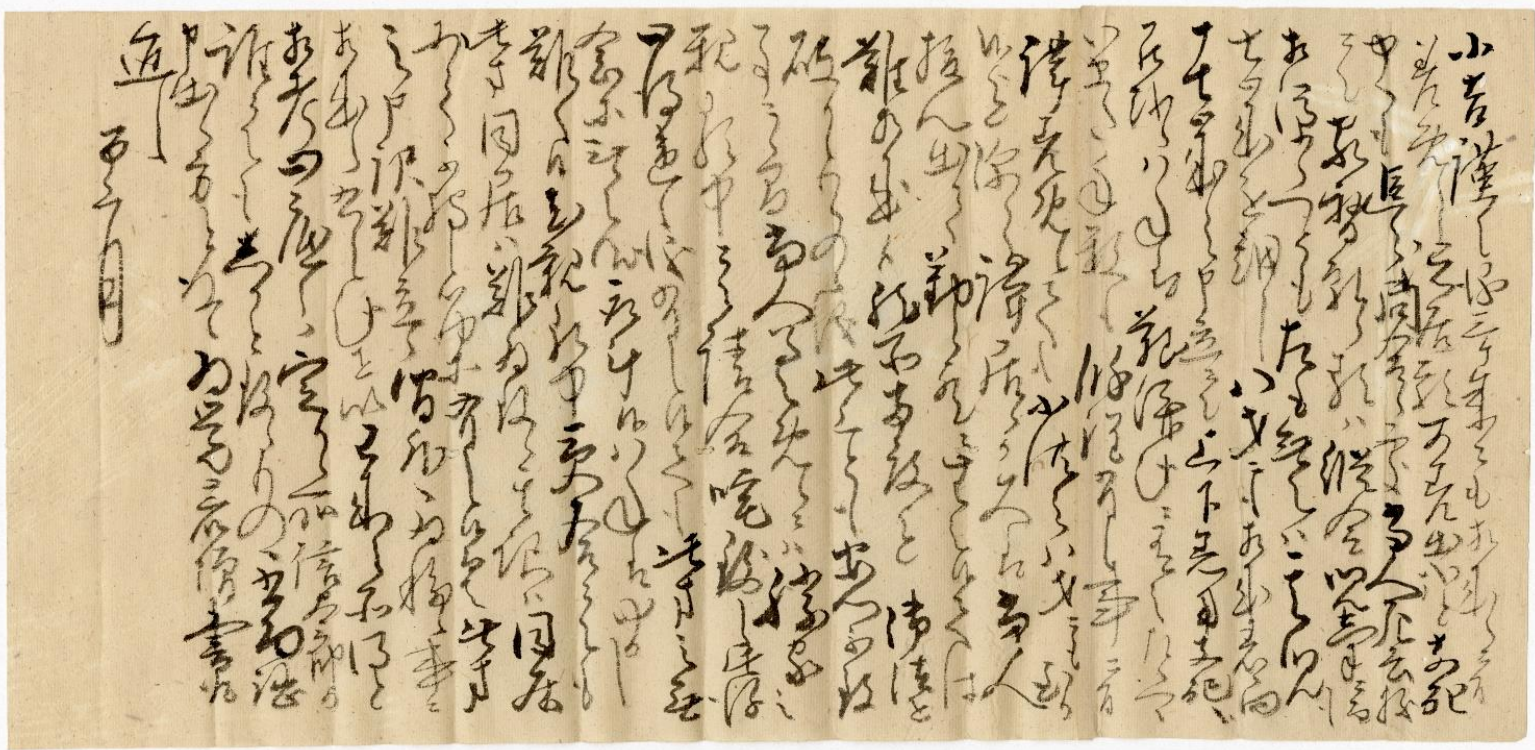
続く文言からは、希望と諦めとが混在した小吉の苦しい胸の内が窺える。内省を経て、小吉は「何卒格別之思召を以、慎をも御免被成下候ハ、抽而精勤仕、生涯之内是非々々御奉公出仕為少共是迄之恥辱を清申度心願仕候（どうか格別の思召しにより、謹慎を解いて下さいましたら、人一倍御勤めに精を出し、一生のうち何とか御奉公に出仕するため、少なくともこれまでの恥辱を洗い流したいと心より願っています）」と願うが、たちまち「然共一體愚昧之儀ニ御座候得者、出精仕候而も、御奉公出等も難相成様子ニも御座候（しかし、私は愚か者ですので、頑張っても御奉公に出仕することなど出来ない様子です）」と、直前の願意を打ち消して、隠居を願うのである。ここに、武士としてあるべき理想の姿と、生来の性分から武家社会に適合できない現実との間で苦悩する小吉の姿を垣間見ることが出来る。さらに、「御兄弟方之外共御一同御精勤被為成候内、私壱人無云甲斐仕合、今更後悔仕残念至極奉存候（御兄弟方の他、皆様方が御勤めをなさっている中で、私一人だけ不甲斐無い始末となり、今更後悔して、残念至極に存じております）」というくだりからは、着々と幕臣としてのキャリアを積む兄・彦四郎や、その他一家・親戚の面々に対するコンプレックスも感じられる。

特に彦四郎は、しなののくに信濃国（現在・長野県）やえちののくに越後国蒲原郡水原（現・新潟県阿賀野市）の代官職を歴任している。文政初年には小吉も兄に帯同して度々現地へ赴き、職務に勤しむ兄の姿を間近で見っていた。そうした中で、小吉の劣等感はより一層強くなっていったのかもしれない。

3 兄・彦四郎との関係

こうして小吉は隠居遁世とんせいを望んだが、周囲がそれを認めることは無かった。ここで関係するのが、前回紹介した「資料2」である。便宜的に左に再掲する。

〔資料2〕 文政8（1825）年2月付〈勝小吉?宛〉某覚書（再掲）



小吉謹之後、三ヶ年ニも相成候ニ付
差免し、隠居願可差出哉と支配
中へも追々問合候處、当人死去杯ニて
家督願候類ハ縦令兒童ニ而
も相濟候へとも、左も無之ハ其兒
七歳を越し、八才ニも相成、表向
十七歳之申立ニて上下着用、支配へ
罷越候ハねは難儀趣ニ有之、左候ハ、
いまた年数も餘程有之事ニ付、
謹差免し候ても、小供之八才ニも至り
候迄深々謹居候か、又は当人
拔ん出て勤候歟ニ無之候ては
難相成候、然所兩度迄御慎を
破り候ハ又之儀(カ)、此上とも安心不致
事ニ候間、当人差免候ニハ勝家之
親類中ニ而請合咤致し、此後
心得違之儀有之候ても、此方之無
念等無之様取計候ハねはゆるし
難く候、尤親類中受合ニても
此方同居ハ難為致候、其限ハ同居
にて不埒之筋等有之候而者、此方
之申訳難立候間、外へ為移候事ニ
相成候、右之趣を以、已来之所得を
相考、心底之定り候所、信太郎方
誰ニてもしかと致候ものへ書面認
申出候方と存候、為覚荒増書取
進候、

酉二月

差出人不明のこの資料について、まずは前回も見た前半部分（網掛け部分）の内容を改めてまとめておこう。差出の主体（仮にAとする）は、小吉の謹慎を解いた後の身の振り方を案じ、小普請支配に対して「小吉は隠居願を提出すべきか否か」について問い合わせている。その結果、「小吉が生きている以上は、子供（＝麟太郎、海舟）が8歳になり、表向き17歳として袴を着せることが出来るようになるまで、小吉の隠居は難しい」との回答を得る。これを受けて、Aは「子供が8歳になるまで余程年数もあるから、今小吉の謹慎を解いたとしても、それまで小吉には行動を慎ませるか、小吉自身が人一倍努力をして勤めを全うしなければ難しいことになろう」という考えを示している。

ここからは、前回触れなかった中盤から後半にかけて読んでいく。

Aは、直前の文で小吉の謹慎を解いた場合に言及しながらも、「然所兩度迄御慎を破り候ハ又之儀(カ)、此上とも安心不致事ニ候間、当人差免候ニハ勝家之親類中ニ而請合咤致し、此後心得違之儀有之候ても、此方之無念等無之様取計候ハねはゆるし難く候(シ)かし、もし小吉の謹慎を許したとしても、小吉は二度までも謹慎を破ったので、三度目の出奔もあるのでは、と未だに安心出来ない。よって、勝家の親類一同が責任を持って小吉を叱咤し、今後もし小吉に心得違いがあってもこちらの無念等が無いように取り計らはなければ、小吉を許すことは難しい」と述べている。

さらに、「尤親類中受合ニても、此方同居ハ難為致候、其限ハ同居にて不埒之筋等有之候而者、此方之申訳難立候間、外へ為移候事ニ相成候(尤も、勝家の親類が小吉の所行について責任を持つとしても、小吉をこちらに同居させるのは難しい。もし同居の状態で不埒なことがあつたら、こちらの申訳が立たないので、邸外へ移住させることになるだろう)」と述べ、最後に「右之趣を以、已来之所得を相考、心底之定り候所、信太郎方誰ニてもしかと致候ものへ書面認、申出候方と存候、為覚荒増書取進候(右の趣旨をもって以後の収入を考え、心底が定まったところで、信太郎から信用できる者に書面を書き送り、申し出ようと思つている。以上、覚書として概要を書き取りお送りする)」と結ぶ。

以上の内容から、「資料2」の差出人Aは誰か推定してみよう。まず「勝家之親類中」云々のくだりから、勝家の外の人間であることは明らかである。その前提から、小吉の身を案じて小普請支配に相談し得る人物を探すと、小吉の父・男谷平蔵か、平蔵から家督を継ぎ当主となった兄・彦四郎のいずれかしか見当がつかない。小吉が1回目の出奔から帰宅した時に平蔵が小普請支配・石川右近将監に掛け合ったように、この時も男谷家の者が小普請支配に相談したと考えることは妥当であろう。

但し、右に見て分かる通り、Aは小吉や勝家に対して極めて厳しい見方をしている。特に、小吉の同居については強く拒絶している。ここから小吉と平蔵・彦四郎との関係を考えてみたい。まず平蔵との関係だが、文政10(1827)年の平蔵死去の際に小吉が深く落胆している様子から、両者の関係は良好であったと思われる。一方、彦四郎とは反

りが合わず、このことが、後に小吉が隠居に追い込まれる要因となっていく。

ここで再び『夢酔独言』を見ると、小吉に対する彦四郎の厳しい姿勢が見て取れる。

其内、親父より度々書取にしていけんをいつて呉た、其時、「いん居をして、息子が三つになるから、家督をやりたみ」といったら、「夫は悪い了簡だ、是まで種々のふらち（不埒）があつたから、一度は御奉公でもして、世間の人口をもふさぎ、養家へも孝養をもして、其上にてすきにしろ」と親父がいつてよこしたから、「尤のことだ」とはじめて気が付た故、出勤がしたいと兄へいったら、「手前が手段で、勤道具、衣服も出来るなら、勝手にしろ、おれはいかひこと手前にはいり上たゆへ、今度は構ぬ」といった故、〈後略〉

度々意見を言い、親身に小吉の更生を促した父・平蔵と異なり、「自力で何とかしろ」という態度であったことが窺われ、「資料2」におけるAの小吉に対する見方と相通じている。

以上のことから、Aは小吉の兄・彦四郎であり、「資料2」はその意思が書き取られて小吉の手に渡ったものである可能性を示しておきたい。また、この末尾に彦四郎の養子・新太郎（後の精一郎信友）と同一と思われる「信太郎」の動きが表れていることも、「資料2」に彦四郎が関係していることを示唆しているように思われる。

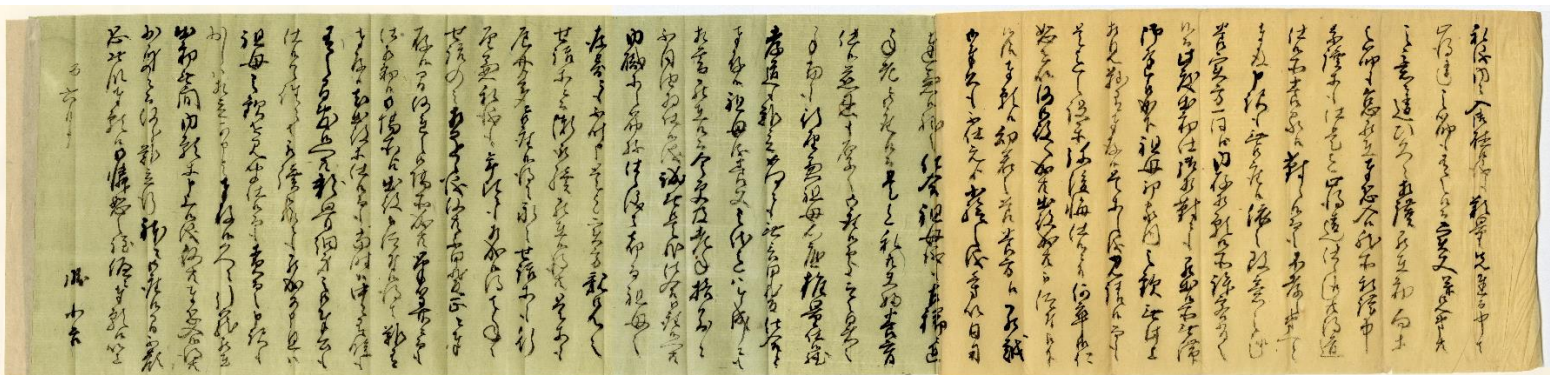
なお、この後小吉は一念発起して就職活動を開始し、翌文政9年には本所割下水の天野左京の貸地に新居を建て独立している。「資料2」を踏まえると、このことも同居を拒む兄の意向が強く働いた結果であったかもしれない。

ところで、「資料2」が西（文政8）年の2月付けであることから、小吉の謹慎が解かれたのはこの前後のことと考えられる。そうすると、小吉が謹慎の解除を願ひ、隠居の意向を示した「資料1」もその前後に書かれたということになろう。一方『夢酔独言』で小吉は謹慎を「廿四（文政8年）の冬迄」と記しているが、これは小吉の記憶違いか、或いは文政8年新春を、寒気が残る季節柄「冬」と表した可能性があるだろう。

4 一念発起した小吉 く就職活動に見る家族への思いく

小吉の謹慎が文政8年初めに終わったことを裏付ける資料がもう1点ある。それは、小吉が就職活動を行っていた時の右の文書である。

〔資料4〕 文政8（1825）年6月付 〈某宛〉 勝小吉書状案



① 私儀、内々入御聴候儀も難量、先達而中者
心得違之筋も有之候而、実父并兄弟共
之意ニ違ひ久々相謹罷在、勤向等
之筋も怠罷在奉恐入候、然所私謹中
素読等も仕、是迄心得違仕候趣共得道
仕候所、養家江対し候而も不孝之第一と
奉存申訳も無御座候、依之改意之趣、
養実方一同江内存相願候所、許容有之
候而、此度出勤仕御相對ニも罷出候所、無滞
御逢被成下、祖母初家内之歎無此上
相見難有奉存候、是等之儀見請候而も、
是迄之没楽弥後悔仕候ニ付、何卒御仁
恕を以何御役へ成共出役成共被仰付被下
候様奉願候、幼若之節養方江罷越
御奉公も不仕、元方小給之儀、旁以日用
達兼候様之仕合、祖母儀も古稀ニ近
年老ニ御座候而、是迄私共夫婦養育
仕候、慈忍も厚く御座候処寒暑之
手当も行届兼、祖母心底推量仕候程
孝道も難立、如何ニも無言甲斐仕合と

② 奉存候、祖母儀養父之代迄ハケ成ニも
相暮罷在候而、今更及老年齢別ニ
不自由為仕候儀、誠無是非仕合御座候へ共、
内職等之筋抔仕候儀者、却而祖母之
存寄ニも不叶申、是迄実方親見之
世話等ニ而漸取統罷在候得共、是等も
厄介多ニ御座候得者永々世話等も行
届兼、私儀も年頃ニも相成候得者、年々
世話のミ相懸候儀何共不甲斐正ニ奉
存候間、何れ之御場所成共筆算ニ而も
仕相勤候御場所江出役被仰付候得者難有
奉存候、尤出役等仕候而も当時ハ中々有餘も
有之間敷候へ共、粉骨細身之御奉公も
仕候ハ、往々者取統候様ニも罷成可申、且ハ
祖母之歎を見聞仕候而も責而之申訳も
少しハ相立可申与奉存候、久々引籠罷在
出勤無候間、内願等申上候儀何共奉恐入候得共、
少身ニ而何分難立行躰ニ御座候間、不顧
恐此段奉願候、御憐恕之程奉願候、以上、

西六月

翻刻の傍線部に「是迄之没樂弥後悔仕候二付、何卒御仁恕を以何御役へ成共、出役成共被仰付被下候様奉願候（樂に溺れてきたこれまでについて、いよいよ後悔しております。どうか寛大な御心を以て、何の役職でも御命じ下さいますようお願い申し上げます）」、「何れ之御場所成共、筆算二而も仕相勤候御場所江出役被仰付候得者、難有奉存候（計算を仕る勤務場所でしたら、何処なりとも出勤をお命じ下さればありがたいと存じます）」とあることから、就職活動に尽力する小吉の姿を窺うことが出来よう。そして、これが文政8（乙酉）年の6月付けなので、小吉の謹慎明けがこれ以前であることは明らかである。

早速内容を見ると、冒頭は懺悔から始まる。実父・平蔵や兄弟共（彦四郎ら）の意向に背く心得違いを重ねたこと、謹慎中は「素読等」をして反省したこと、養家である勝家への申し訳なさが、切々と綴られている。さらに、「養実方一同江内存相願候所、許容有之候而、此度出勤仕御相對ニも罷出候所、無滞御逢被成下、祖母初家内之歎無此上相見、難有奉存候（勝・男谷両家の皆に心の中の願いを述べ、許しを得たので、こうして出勤し面接に罷り出たところ、滞りなくお会い下さったお陰で、祖母や家内の人々の歎喜はこの上なく、ありがたく存じております）」とあるので、面接後に本書を送ったことが分かる。

小吉は『夢酔独言』の中で就職活動のことを次のように述懐している。

〈前略〉夫から毎日々々上下（袴）をきて、諸々の権家を頼んであるひだが、其時、頭が大久保上野介（＝忠誨）といひしが、赤坂喰違外だが、毎日々々いつて御番入をせめた、夫から以前よりいろゝゝ悪ひことをしたことを不残書取て、「只今は改心したから見出してくれろ」とていったら、取扱が来て、「御支配よりおんみつをもつて世間を聞糺すから、其心得にていろ」といふから、まっていたら、頭が或ときいふにや、「配下のはなにごとくもかくすが、御自分は不残行跡を申聞た故、処々聞合た所が、いわれたよりは事おゝきい、しかし改心して満足だ、是非見立やるべし、精進しろ」といふから出精して、合にはけいこをしていたが、度々書上にもなったが、とかく心願ができぬからくやしかった、〈後略〉

赤坂喰違外の大久保上野介（小普請支配）の元に毎日通った小吉は、御番入の活動の際に過去の悪事を全て正直に書き出し、「今は改心したので登用してくれ」とアピールした。大久保は、この小吉の実直さに感銘を受け、登用を約束する。しかし、度々推挙の候補者にはなるものの採用には至らなかつたため悔しい思いをした、という内容である。

このくだりは、「資料4」の冒頭部分で、過去の悪事と反省が述べられていることと符合する。尤も、小吉は「諸々の権家（＝有力者）を頼んであるひた」ようなので、「資料4」が必ずしも大久保上野介宛に書かれた書状の下書きとは断定できない。しかし、いずれにせよ小吉の誠実な人柄と、就職活動にかける熱意の一端を窺うことが出来よう。

さて、「資料4」で特筆すべきは、小吉と養祖母との関係である。網掛け部分は、全て古稀（70歳）に近い養祖母に対する小吉の思いである。『夢酔独言』に見える養祖母は、小吉の顔を見るたびに小言を言い、小吉が自炊に使う醤油に水を入れ、「おのれは勝の家をつぶそうとしたな」と責め立てる、気性が激しく意地の悪い女性という印象が強い。また、小吉が「おれが養家のばゝあどのは、若るときからいぢがわるくって、両親（甚三郎夫妻）もいぢめられて、夫故に若死をしさつたが」とも語っていることから、早逝した小吉の養父・甚三郎とも相性が合わなかつたことが窺われる。

しかし、「資料4」に見える、小吉が逢対（面接）を果たしたことを聞き大喜びする養祖母の姿は、『夢酔独言』におけるそれとは大分異なる。さらに小吉も、「これまで自分たち夫婦を慈忍深く育ててくれた養祖母に対し、寒暑の手当や孝行を尽せていない申し訳なき」、「養父（甚三郎）が生きていた頃はかなりの生活が出来ていたのに、年老いてから不自由を強いていることへの不甲斐なさ」、「年頃になった自分が世話をしなければならぬ」という責任を綴っているのである。小吉と養祖母との間に、様々な反発や葛藤があつたことは『夢酔独言』の記述通りであつたと思われる。または、それ以上のこともあつたかもしれない。しかし、「資料4」によって、彼らなりに内心では互いを気遣い合つていたこともまた、察することが出来るのではないだろうか。

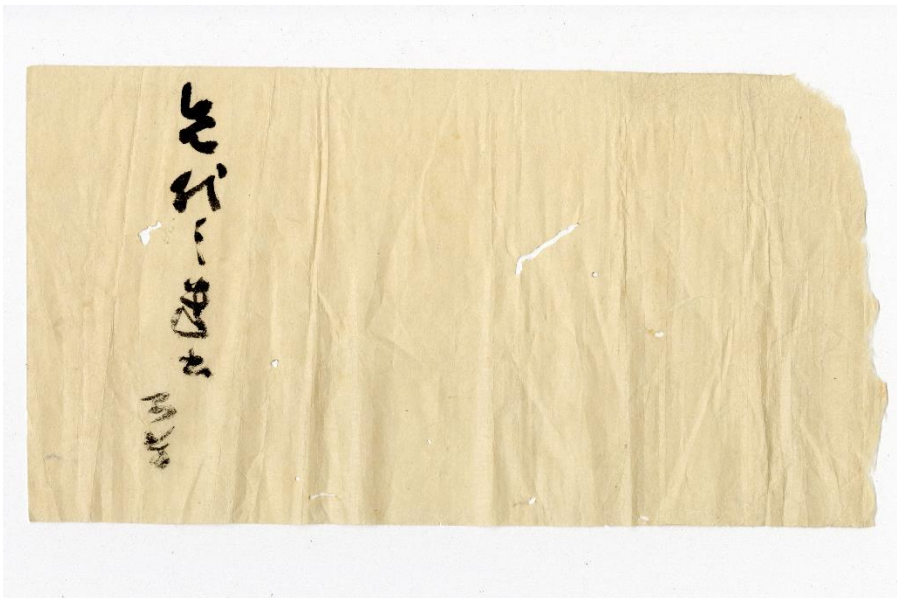
この養祖母については前回の注釈でも述べたが、甚三郎の養父（小吉の養祖父）である勝安五郎（曹漉）の後妻、または側室であつた可能性が高い。安五郎の前妻や、安五郎自身が

死んだ後は、甚三郎夫妻の継母として、彼女なりに勝家を守ってきたと思われる。その生没年については、「資料4」から彼女が文政8（1825）年当時70歳（古稀^{こき}）前後であったと仮定すると、宝暦5（1755）年前後の生まれということになるうか。そして、小吉（当時は夢酔）が38歳、麟太郎（海舟）が17歳だった天保10（1839）年の12月12日に死去しているので、享年は84歳前後と推定される。

5 おわりに

今回は、出奔・謹慎を経て就職活動に尽力した20代前半の小吉について、資料から明らかにした。結局、小吉の就職活動にかけた努力は実らなかった。幕臣としての出世を諦めた小吉は、道具市での刀剣・小間物の売買を生業とするようになり、本格的に市井の間に分け入って生きるようになる。その一方で、奔放な言行は次第に兄・彦四郎ら親族からも問題視されるようになり、小吉は窮地に陥っていった。これについては次回紹介しよう。

最後に。今回紹介した「資料2」～「資料4」の3点は、次の紙で一括りにされていた。



「先代之遺書 安芳^{あは}」との上書きが示す通り、これは明治期の麟太郎（海舟）が、先代である父・小吉の筆跡を保管するために用意した紙帯（包紙）である。筆跡から、明治20年代以降のものかと思われる。ここから、麟太郎が晩年に至るまで小吉の書を大切に管理していたことが窺われよう。

また、彼が小吉の「遺書」と書いていることから、小吉の記名がある〔資料3〕と〔資料4〕は、小吉の自筆と考えて良いと思われる。16歳の時に初めて経験した就職活動で自分の名前すら書けなかった小吉が、座敷牢での謹慎中、いかに手習いに励んだかが窺われる。

小吉の筆ではない〔資料2〕がそれらと一括にされた理由は定かでないが、恐らく、その内容（小吉の謹慎と改心に直接関係していること）と成立時期が共通していることから、便宜的にまとめ置かれたためかもしれない。